

特定非営利活動法人  
もりもり元気クラブ 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人もりもり元気クラブ（略称「もりもり元気クラブ」）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、協同で運営することを基本とし、学童保育を必要とする全ての子どもたちへの支援と地域の子育てをしているすべての人たちへの支援を行う。これらの活動を通じて地域全体での子育て、学び合い助け合いができる地域づくりをめざす。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

## (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業をおこなう。

- (1) 放課後児童健全育成に関する事業
- (2) 子育て中の親子や地域の人々が交流し集う居場所事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人または団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。その際、別に定める規約により会費を減免することができる。

2. 既納の会費は返還しない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができ、その旨直近の総会に報告して承認を得る。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2. 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長および事務局長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
4. 事務局長は、理事長を補佐し、この法人の事務を統括する。
5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 欠員補充のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、任期中に辞任する場合はその旨理事長に届け出る。理事長は決裁し、理事会に報告する。
4. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、緊急を要する場合は理事会で決議し、理事長は、直近の総会に報告し承認を得る。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人に、事務局を置くことができる。

2. 事務局員は理事長が任免し、理事会に報告する。

## 第5章 総会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および活動予算
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条においても同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、第23条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
3. 前項の規定により表決した会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第48条の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、署名または記名押印しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず会員全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に関わる職務をおこなった者の氏名

## 第6章 理事会

### (構 成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権 能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開 催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の要請があったとき。

### (招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールにより、少なくとも会日の5日前までに通知しなければな

らない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が任命した理事がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、2分の1以上の理事の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。  
3. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人が署名または記名押印しなければならない。

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第8章 会計

(原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つておこなわなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算等)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項は除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (9) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

い。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに  
残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者  
に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の  
議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットに  
掲載しておこなう。

## 第11章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを  
定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次の掲げる者とする。

|       |        |
|-------|--------|
| 理 事 長 | 山田 誠治  |
| 副理事長  | 齋藤 進一  |
| 同     | 佐藤 正敏  |
| 理 事   | 林 奈津子  |
| 監 事   | 尾松 三知代 |

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法  
人の成立の日から平成28年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立  
の日から平成28年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第43条の規定にかかわらず、  
設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 会 員 会費年額 個人 500円
- (2) 賛助会員 会費年額 個人 1口1,000円(1口以上)  
団体 1口3,000円(1口以上)